

心をこめて 葬儀後から一周忌まで

- | | |
|------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1、これからの行事 | 諸手続きや供養のすべて |
| 2、各種礼状の作成 | お世話になった方々や供物を頂いた方など、それぞれに適切な礼状の作成 |
| 3、葬祭費（埋葬料）の受理手続き | 遺族に支給される葬祭費（国保）
埋葬料（社保）の手続き |
| 4、諸手続き | 各種保険・年金・名義変更等、必要事項をリストアップし、必要書類を窓口に |
| 5、忌明け法要の準備 | 寺院と相談し、日時などをお決めください。 |
| 案内状、料理、返礼品の準備など。 | |
| 忌明け状の印刷 | 忌明け法要に間に合うように早めに作成。 |
| 本位牌の準備 | 忌明けまでに本位牌（塗り位牌）のご支度。 |
| 仏壇 | 仏壇選びから納品、入魂式まで、各宗派別お飾りなど専門的なご案内もいたします。 |
| 墓地・墓石 | 費用と時間を要します、何なりとご相談下さい。入魂式までお世話いたします。 |
| 6、忌明け法要 | 法要の進め方から会食時の挨拶までのご案内。 |
| 7、専門機関・無料相談所のご紹介 | 相続、税金問題等の専門家のご紹介。 |
| 8、喪中ハガキの準備 | 年末（10～12月）には、年賀欠礼のハガキを投函しましょう。 |
| 9、新盆の準備 | 7月13日～16日まで、地域によっては、1ヶ月遅れの8月（旧盆）に、亡くなられてから初めてのお盆を勤めます。その進め方のご案内。 |
| 10、一周忌の準備 | 寺院と相談し、日時などをお決めください。
案内状、料理、返礼品の準備など。 |

1・これからの行事

49日・忌明け法要までに・・・

■法要の日時決定 寺院への依頼（49日法要の事）

- あいさつ回り
 - 供花・供物・病気見舞いのお礼
 - 食器など借り物の返却
 - 葬儀費用や立替金などの精算
- ※領収書は税務上必要となる事がありますので保管しておく

■帳簿や香典帳の整理

- 香典返し整理帳の記入
- 社内関係者へのあいさつ
- 葬祭費・埋葬料の請求手続き
- 営業免許など事業継承の手続き
- 会社役員の場合は死亡退任の登記手続き
- 遺族年金の請求
- 生命保険・簡易保険の請求

■故人の勤務先との打ち合わせ（勤務先での手続き/返却品の準備）

- 給与の精算・弔慰金・退職金
- 遺品の整理
- 勤務先へ出向き遺品を整理
- 身分証明証・バッジ・制服・かぎ・書類などの返却

■本位牌・形見分け

- 本位牌の準備
 - 何を誰に差し上げるか検討
- ※時期にきまりはありませんが忌明け前後に渡すことが多いようです

■忌明け法要の準備

- 会場の決定（自宅・寺院・会館・その他（ ））
- 忌明け法要の案内（電話・ハガキ・Eメール）
- お料理・引物（返礼品）の手配
- 墓石に刻字の手配
- 仏事用掛け軸の準備
- お茶菓子・飲み物・座布団など来客の用意、手配
- お墓参りの用意
- 納骨の準備

■お布施・お車代・御善料の準備

- お布施・お車代・お膳料の準備
- 仏壇の清掃
- 仏花・お供えの用意

■仏壇購入の注意

- 宗派を告げること
- 間取りや家具の位置を伝える
- 設置場所・スペースの高さ・幅・奥行きを伝える
- あらかじめ購入予算を伝えておく
- 古い仏壇の処置を依頼する
- 手入れ方法について聞いておく
- 新しい仏壇の開眼供養について尋ねておく（寺院または業者）

4か月までに・・・

- 百か日の法要
- 故人の所得税確定申告・・・税務署 ※会社などで源泉徴収されていない場合
- 医療費控除の還付手続き・・・税務署 ※10万円以上の場合に限る
- 相続権放棄、限定承認の申し述べ ※3ヶ月以内に行います

6か月までに・・・

■相続の協議と納税

- 遺言相続、協議相続。法定相続の確認
 - 僧都九人の確定と遺産分割協議書の作成
 - 相続財産の評価
 - 相続税のかからない財産のリストアップ
 - 相続税申告書の添付書類の準備
 - 相続税の計算と申告
 - 相続資金の準備と延納・物納
- ※遺産相続が決まらない場合は、ひとまず法定相続による納税をする。
※相続人の間で協議がまとまらない場合は、家庭裁判所へ。

■相続財産の名義の書き換え

- 宅地・家屋・農地・山林・・・・・・・・地方法務局
- 自動車・・・・・・・・陸運事務所
- 固定電話、携帯電話・・・・・・・・各電話局（インターネット等）
- 預金・貯金・・・・・・・・銀行・郵便局
- 株券・・・・・・・・証券会社
- 借地権・借家権・・・・・・・・地主・家主

一周忌までに・・・

■一周忌法要の準備

- 日時・会場の決定
- 寺院への連絡（遅くとも1ヶ月前までに）
- 電話かハガキで参列者への連絡
- お料理・引物の手配
- 寺院の送迎の確認
- お茶菓子・飲み物・座布団など来客の用意
- お墓参りの用意
- お布施・お車代・お膳料の準備
- 年忌祭壇の手配、仏壇の清掃
- 仏花・お供えの用意
- 墓地選び（寺院、霊園など）・・・・・・・・各寺院・石材店
- 墓石の依頼・・・・・・・・石材店

※一周忌の法要は招く人は、三親等位までに広げ、故人と親交の深かった方々もお招きするのが一般的のようです。

※一周忌の法要は、翌年の亡くなった月日と同じ日（命日）に行いますが、出席者の都合を考え、早めの曜日や祭日に行うことが多くなりました。

※一周忌のあとは、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、五十回忌、百回忌の順で法要を営みます。

2、各種礼状の作成

あいさつ回りとお礼状

あいさつ回りは、なるべく喪主自身が葬儀の翌日または翌々日までにする。お礼状は、遠方からの会葬者、弔電、供物をいただいた方に出します。

1、隣近所へのあいさつ

・葬儀でご迷惑をかけた隣近所からあいさつを始めます。

2、お手伝い下さった方へのあいさつ

・相手の状況によっては、品物を持参して感謝の気持ちをあらわします。

3、目上の方へのあいさつ

・葬儀委員長や町内会長、勤務先などはなるべく早くおうかがいします。

4. 弔電・供花・供物のお礼状

・弔電をいただいた方には、あいさつの機会を失うこともあるので、まず礼状を出しておきましょう。

・遠方から香典や供花・供物を送っていただいた方には、礼状を出します。

5. 葬儀後に出す死亡通知

・葬儀の連絡を遠慮した方や、連絡できなかった方には、死亡通知を出します。

(隣近所へのあいさつ)

生前中はお世話になりありがとうございました。また、このたびの葬儀に際しましては、何かとご迷惑をお掛けいたしまして申しわけございません。おかげさまで葬儀を無事すませることができました。

(お手伝い下さった方へのあいさつ)

昨日はいろいろお世話になりましてありがとうございました。おかげさまで、とどこおりなく葬儀をすませることができました。

(勤務先へのあいさつ)

このたびは、お忙しいなかを多数の方々の会葬いただき、ありがとうございました。皆様にお見送りいただき、故人もきっと喜んでいただけたことと思います。

(弔電礼状)

このたびの葬儀に際しましては、早速ご鄭重なるご弔電を賜りご芳情の程有難く厚く御礼申し上げます。お陰をもちまして葬儀もとどこうりなく執り行なわせて頂きました。茲に生前のご厚誼を深謝し衷心より御礼申し上げます。

(香典・供花・供物の礼状)

謹啓故〇〇〇〇の葬儀に際しましては、ご丁寧なるご厚志を賜り、まことにありがたく厚く御礼申し上げます。早速参上してごあいさつを申し述べなければならないところですが、今般は略儀ながら書中をもって御礼申し上げます。

例文(葬儀後の連絡を遠慮した方への死亡通知)

父(〇〇)儀病氣療養中の処、薬石効なく〇月〇日逝去致しました。早速お知らせ申し上げるべき処でございましたが、ご通知が遅れました事を深くお詫び申し上げます。葬儀は〇月〇日滞りなく相済ませました。茲に生前のご厚誼を深謝し衷心より御礼申し上げます。

支払いと借り物の返却

請求書が来たら、早い時期に支払いを済ませます。

借り物がある場合はお礼を述べて早めにお返しします。

1、病院・酒屋など近所のお店

- ・病院への支払いの時に、入院期間や状況によっては、担当医師や看護師に心づけを用意します。
- ・酒屋など近所のお店は、請求書が届いたら内容を点検して支払いします。
- ・支払いは、業者別に封筒に入れて準備しておくとう便利です。

2、領収書の保管

- ・葬儀の費用は、相続税の控除対象になりますので領収書をすべて保管します。
(香典返し・返礼品、墓地、仏壇の購入費は対象になりません。)

故人の勤務先の整理

できるだけ早い機会にあいさつ回りを兼ねて故人の勤務先を訪ね、私物の整理をします。

1、身分証明書・書類等の返却

- ・家にある会社関係の書類、かぎ、バッジ、制服、身分証明書をお返しします。
- ・会社の方のチェックをうけ、私物は持ち帰ります。

2、机・ロッカー等の整理

- ・机やロッカーに写真や生命保険の証書などが残っている場合がありますので、注意して整理します。

3、給与計算・退職金・社会保険・厚生年金等の確認

- ・故人の勤務先での各種手続きを確認します。
 - ① 退職金の有無
 - ② 給与（その月働いた日数分）
 - ③ 社会保険関係
{健康保険は埋葬料の申請・厚生年金は遺族年金の請求（年金手帳を添付）}
 - ④ 年金保険（団体生命保険）
 - ⑤ 社内預金の有無

3・葬祭費（埋葬料）の受理手続き

葬祭費・埋葬料の受け取り

故人が国民健康保険に加入していれば、葬祭費が支給されます。

勤務先で健康保険・労災保険に加入していれば、埋葬料、葬祭料が支給されます。

1、国民健康保険・社会保険・労災保険

- ・葬祭費（国保）は区市町村の役所の市民課等に申請します。
- ・埋葬料（建保）、葬祭料（労災）は故人の勤務先をお願いします。

※アドバイス・・・故人が勤務先で加入していた健康保険は、志望によって権利がなくなります。保険証を返却を行うと同時に、国民健康保険に加入する手続きをしましょう。

4・諸手続き

生命保険等の受け取り

故人が生命保険に加入していた場合は、2ヶ月以内に生命保険会社に連絡します。

1、保険会社への連絡と書類の準備

- ・電話で、被保険者氏名、保険証番号、死因、死亡日時を知らせます。
- ・保険会社から死亡保険請求書が送られてきたら、必要書類をそろえて提出します。

2、簡易保険

- ・郵便局窓口で書類を受け取り必要書類を添えて請求します。

3、生命保険付き住宅ローン

- ・住宅ローン・住宅金融公庫の借り入れには、通常生命保険がついています。
- ・住宅ローン返済をしていた人が亡くなった場合、この保険金で残債が支払われます。
ローンを返済している各機関の窓口連絡します。

国民年金の手続き

故人が自営業（自由業）で、国民年金に加入している場合は、遺族の状況や加入期間によって、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金が支給されます。（S61/4/1 新法施行）

1、市町村の国民年金課への請求

- ・市町村の国民年金課（厚生年金の手続きは社会保険事務所）で裁定請求手続きをします。

遺品整理と形見分け

故人が生前に愛用していた物品を整理して、形見分けをする品物を選びます。

1、保存・処分品を分類

- ・保存しておくものと、処分するものとは分類します。
- ・日記、手紙などは、必要な事があるので、1か所まとめて2~3年保存しておきます。
- ・仕事関係の書類や帳簿は、税金の関係も考慮し、5年間は保存します。

2、形見分けにする遺品

- ・形見分けの品物としては、洋服、和服、時計、愛蔵書、趣味の道具などです。
- ・原則として遺族で分けますが、日ごろ付き合いのない方や目の上の方には、失礼になる場合があります。

5・忌明け法要の準備

忌明け法要の準備

忌明け法要は、案内から会食（お斎）、引物の用意などいろいろと準備が必要です。

1、日時の決定

- ・日時を寺院、親戚と相談します。

2、招待の範囲

- ・招待者を確定します。
- ・一周忌までは、親戚や近親者だけでなく故人の友人・知人なども招待します。

3、会場の決定

- ・自宅、寺院、会館、などでとりおこないます。
- ・最近では設備の整った会館が利用されるようになりました。

4、法要の案内

- ・法要の日時、場所が決定しだい、招待者に案内状を出すか、電話で連絡をします。

5、僧侶（寺院）と打ち合わせ

- ・具体的な打ち合わせ事項

① 日時・場所の確認

② お布施の金額

③ 送迎の有無

6、法要・会食（お斎）の準備

- ・供花、供物を手配します。（価格、数量）
- ・会食（お斎）の料理、引物を手配します。（価格、数量）
※料理、引物の手配は弊社におまかせ下さい。

本位牌・仏壇の準備

忌明けまでに本位牌を準備します。仏壇は、できれば法要までに購入して、開眼供養もあわせて営みます。

1、白木位牌から本位牌へ

- ・忌明けに、白木位牌を本位牌（塗り位牌）にかえます。
- ・浄土真宗は本来、過去帳を用います。（最近は、塗り位牌を用いる方もいます）

2、仏壇の種類

- ・唐木仏壇（黒檀・紫檀・欒・桜壇など）
- ・金仏壇（本漆塗・本金箔押仕上げなど）

3、仏壇の上手な求め方

- ・仏壇購入のチェックポイント

① 宗派にあったもの

② 予算を決める

③ 置き場所と他の家具との調和（居間、和室、洋室）

④ 住宅事情に合わせる

※仏壇に関することはすべてご相談下さい。

6・忌明け法要

忌明け法要

49日の忌明け法要を営みます。

1、法要の進め方

- ・自宅の場合僧侶を迎えに行きます。
※またはお車代を用意します
- ・僧侶が到着されたらお茶の接待をします。
- ・仏壇にローソクを灯し、お花を生け、お供物をそなえます。
- ・施主（だいたい、葬儀時の喪主）は、礼服または略礼服を着用し、数珠を持ちます。
- ・法要は、一同着席、施主の挨拶、読経、焼香、法話の順に進められます。

例文（施主のあいさつ）

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。早いもので、もう四十九日となりました。ただいまより〇〇寺のご住職様のお導きにより、故〇〇〇〇の忌明け（満中陰）法要を行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

2、会食（お斎）

- ・法要の後、会食（お斎）に移ります。席順は、僧侶を主席に親戚・故人と親しかった順に並び、施主及び家族は末席に座ります。

例文（会食のあいさつ）

「本日は菩提寺の〇〇寺さまにより、〇〇〇〇の忌明け（満中陰）法要を立派にすませることができました。故人も、さぞかし喜んでいてる事と思います。皆様にはお忙しい中、わざわざお時間をさいてお参りいただき、まことにありがとうございました。それでは、ささやかですがお酒とお料理を用意いたしましたので、どうぞゆっくりおくつろぎください。故人の生前のお話などをお聞かせいただければと思います」

「まだまだ皆様もお話などうけたまわりたく存じますが、そろそろお時間となりました。〇〇〇〇が居なくなり寂しくなりましたが、残されました家族一同頑張っていきたいと思います」

「これからも、変わらぬお付き合いをよろしくお願い申し上げます。また、何かと相談に乗っていただくこともあるかと思いますが、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。本日は、どうもありがとうございました」

- ・引物や、お供物を分けてお渡しします。
- ・僧侶にお布施をお渡しします。

墓地と墓石

建墓は、費用と時間を要しますので専門家へ相談してみるのが良いでしょう。

- ・墓地には、寺院墓地、公営と民営の霊園墓地などがあります。
- ・石材は花崗岩や安山岩などがよく使用され、墓石の形は角石塔形が代表的です。
- ・石碑工事はおおむね1ヶ月～1ヶ月半位かかります。

※墓地の選定にあたっては弊社がお世話させていただきます。

納骨

一般的に、納骨は四十九日の法要のあとすぐにおこないます。墓地のない場合は、お寺や霊園の納骨堂に一時預けるか、永代納骨といって寺院や公営の納骨堂などに永久的に預かってもらいます。また、葬儀後すぐに納骨する場合があります。

1、納骨式

- ・事前に、お墓の掃除をしておきます。
- ・納骨式に用意するものは？

- ① 線香
- ② お明け（ローソク）
- ③ お花
- ④ 桶
- ⑤ ひしゃく

墓地の近くの生花店や石材店に、前もって依頼しておきましょう。

- ・納骨の時には、埋葬許可証が必要です。（通常、骨箱の中に入っています。）

2、本山への納骨

- ・浄土真宗では、本山の御廟へ納骨します。（しない方もいます）
- ・御廟への納骨は、直接故人の分骨を持参して納めます。
- ・須弥壇への納骨はお手次のお寺を通し、冥加金を納めます。
- ・申し込みには、法名、俗名、年齢、死亡年月日、願主の住所・氏名・所属寺院名が必要です。

7・専門機関・無料相談所のご紹介

相続の協議

故人の遺言があれば、それに従って遺産を分割しますが、遺言がない場合は相続人の話し合いによって遺産を分割します。相続人の話し合いがつかない場合は「法定手続」にしたがいます。

1、遺言の有無を確認

- ・密封してある遺言書は、勝手に開封してはいけません。
- ・遺言書は、公正証書による遺言の場合を除き、家庭裁判所は持参して、相続人やその代理人の立会いのうえで開封します。

2、遺産分割協議書

- ・遺言がない場合は、相続人同士の話し合いで「遺産分割協議書」を作成します。
- ・相続人全員が同意すれば、必ずしも法律に定められた割合に従う必要はありません。

3、法定相続

- ・協議がまとまらないときは、法律で定められた比率で遺産を分割します。
 - ① 相続人が子と配偶者のときは、子が 1/2、配偶者が 1/2 です。子が 2 人以上いれば、この相続分である 1/2 を、さらに子の人数で分けます。
 - ② 相続人が配偶者と直系尊属（父母）のときは、配偶者が 2/3、直系尊属（父母）は 1/3 です。
 - ③ 相続人が配偶者と兄弟姉妹のときは、配偶者が 3/4、兄弟姉妹が 1/4 です。

4、相続権の放棄

- ・遺産を相続するか放棄するかは、民法により相続人の自由意思にまかされています。
- ・相続の放棄は、相続開始（死亡日時）から 3 ヶ月以内に家庭裁判所で手続きします。

不動産・株券・預貯金・電話・自動車の名義変更

遺産分割の具体的な方法が決まったら、相続財産の名義変更が必要です。

相続税と申告と納税

故人から相続した財産には、相続税がかかります。相続税の申告は、被相続人（故人）の死亡時の住所地の所轄税務署に10ヶ月以内におこないます。

1、遺産の評価

- ・相続財産は原則として時価で評価されます。
- ・不動産など現金にかえにくいものは、ふつう実際の取引価格の5～7割程度に評価されます。

2、相続税のかからない財産

- ・相続税の対象とならないものは、下記のとおりです。
 - ① 墓地、墓石、仏壇、仏具
 - ② 宗教、慈善、教育など公益を目的とした事業に使われる財産
 - ③ 生命保険空除
 - ④ 死亡退職金空除
 - ⑤ 弔慰金

3、相続税の計算

- ・相続税は次の五段階に分けておこなわれます。

<第1段階>

課税価格の計算

相続財産を時価評価した後、葬式費用や債務などプラスマイナスを計算。

<第2段階>

課税される遺産総額の計算

第一段階の課税価格から次の空除をおこなう。

基本空除額=5,000万円+（1,000万円×法定相続人の人数）

<第3段階>

相続税の総額の計算

第2段階で計算された総額に、民法の法定相続分を運用し、各相続人の相続財産を求める。

<第4段階>

各人の負担する税額の計算

第3段階の相続税の総額に、遺産取得割合を乗じる。

<第5段階>

納付税額の計算

税額空除などの最終計算をし、実際の納付税額を算出。

4、延納と物納

- ・延納は、年賦払いの形で認められています。
- ・物納は、現金ではなくモノで納める方法。ただし物納できる財産は次の順位によります。
 - ① 国債、地方債、不動産、船舶
 - ② 社債、株式、投資信託、貸付信託
 - ③ 動産

故人の確定申告

所得税の確定申告は、前年一年間に得た所得やその税額を計算して申告し、その計算した税金を納付する手続きです。勤務する事務所（会社）で月々源泉徴収している場合は必要ありません。

1、法定相続人が行う

- ・確定申告していた人が亡くなった場合、法定相続人が、故人に変わって確定申告をします。（この申告を準確定申告という）

2、相続から4ヶ月以内

- ・相続人が故人から相続をうけた日の翌日から4ヶ月以内に、申告します。
- ・故人の所得税額は、相続財産から債務として空除されます。

医療費控除による還付手続き

1、10万円以上は控除対象

- ・家族全員にかかった医療費をまとめ、保険で補てんされた分を差し引いて年間の医療費が10万円以上であれば、医療費の控除が受けられます。

2、領収書が必要

- ・医療費控除の還付請求には、原則として領収書が必要ですが、それがなくても医療費を支払ったという事実を証明する資料さえあれば、税務署も相談に乗ってくれます。

8・喪中ハガキの準備

年末（10～12月）には、年賀欠礼のハガキを投函しましょう。

9・新盆の準備

新盆

7月13日から16日までの4日間に、祖先の霊を迎えて祭る行事で、「盆」といいます。地域によっては、1ヶ月遅れの8月（旧盆）にお盆を勤めます。

1、新盆の準備

- ・準備するもの
 - ① 精霊棚（盆棚）の手配
 - ② 返礼品の手配
 - ③ 精霊棚（盆棚）用生花の手配
 - ④ お迎え提灯の手配
 - ⑤ 墓参り用、花束、線香の手配

2、墓参り

- ・お墓を掃除し線香をたむけて、お参りします。
- ・仏壇には野菜、果物、団子、などを供えて、回転灯籠に火を入れ、灯明をあげます。新盆には離れて暮らす肉親を呼び、故人の好物料理などを作って供養します。
※新盆の引物は弊社でお手配します。

10・一周忌の準備

一周忌・年周忌法要

四十九日の忌明けのあとは、百ヵ日法要、そのあとは年忌法要となります。

1、年忌のかぞえかた

- ・亡くなった月日の翌年の同じ月日に一周忌をおこない、その翌年満二年目に三回忌をおこないます。

一周忌	翌年
三回忌	満二年目
七回忌	満六年目
十三回忌	満十二年目
十七回忌	満十六年目
二十三回忌	満二十二年目
二十七回忌	満二十六年目
三十三回忌	満三十二年目
三十七回忌	満三十六年目
五十回忌	満四十九年目

2、法要の準備

- ・法要は、自宅、寺院、会館などでおこないます。最近では、設備の整った会館がご利用されるようです。
- ・法要にかかる費用は、その内容によってちがってきます。必要な経費は、会食費、引物、僧侶のお布施などです。
- ・具体的な打ち合わせ事項
 - ① 日時を決定する（僧侶、親族、場所）
 - ② 招待者の確定（親戚、友人、知人）
 - ③ 会場を決める（自宅、寺院、会館）
 - ④ 案内状の注文（文面、枚数）
 - ⑤ お布施
 - ⑥ 料理（価格、個数）
 - ⑦ 引物（価格、個数）
 - ⑧ 供花、供物の手配